

つくしだより

平成26年6月号

「精神障害者の就労に関する要望書」を厚生労働省に提出

東京つくし会副会長 眞壁博美

障害者雇用促進法が改正され、精神障害者も法定雇用率に算定されることになりました。しかし、施行は平成30年4月1日の4年後で、さらに激変緩和措置により、完全実施は9年後とされています。あまりにもスピードの遅い法律の施行を早めてもらうように国に働きかけようと理事会で討議し、厚生労働省の担当課長との話し合いを設定しました。

4月17日、野村会長他4名の役員が10時半から約30分間、厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長の藤枝茂氏を訪ね、厚生労働大臣あての要望書を手渡し懇談しました。

野村会長から、要望書(①精神障害者の法定雇用率算定完全実施を早めてください。②就労した後の定着支援策を講じてください)についての説明の後に、参加者それぞれの思いを課長にお話しし、懇談しました。

*家族会で、就労支援担当役員を中心に、味噌造り、お祭りでのうどん店出店、農家の協力を得て、農作業体験の機会を当事者に提供するなど取り組みをしています。働く楽しさやお金を稼ぐ体験をしてもらい、就労への意欲が高まるよう努力をしてきました。そういう中で、2名ほどが一般就労し、そのうちの1人は、親元を離れて一人暮らしをしようと考えるようになってきました。

*精神の当事者達は、障害基礎年金だけでは、一人暮らしができないので、多くは親と同居か、一人暮らしの場合は、生活保護を受けて生計を立てています。「自分の稼いだお金で好きな物を買う」という体験は、本人に大きな自信をつけます。服装や身なりにも気を遣うようになり、目の輝きがちがってきます。

*精神障害者の場合は、症状に波があるので、グループ就労で仕事を請け負い、体調が悪いときは休めるなどの配慮や、地域の就労支援のジョブコーチの養成を強化し、精神障害者の就労を定着させ

る体制づくりなどが大切です。

*精神の人たちは、今まで出来ていたことが出来なくなったり、人とのコミュニケーションが上手くとれなくて、就労しても長続きせず、家族に経済的負担をかけていることで『自分は生きていて良いのだろうか』と自問している人がたくさんいます。短時間でも働いて、自分も社会の役に立っているという自信を持って欲しいです、等々。

藤枝課長からは、

①昨年度は、身体障害者を超えて精神障害者の就労が増えました。ただ、定着が問題。定着支援が重要となっています。

②今年度から中小企業で、20カ所ほど精神障害者雇用のモデル事業を実施しています。とのことがありました。

労働人口が減るなか、精神障害者にも仕事をしてもらって納税者になってもらえるような社会をつくりたいと思います。



改正精神保健福祉法にまつわる問題

其の一

都連理事 鈴木孝男（PSW）

平成26年4月から改定された精神保健福祉法が施行され、現場は若干混乱しながら動き始めています。主な改定点は一・保護者制度の廃止について。二・医療保護入院見直しについて。三・精神医療審査会に関する見直しについて。四・退院支援について。五・地域援助事業者との連携について。この五項目に分けられます。

全部の項目について説明すると長くなりますので項目毎に実務にあった事を含めお話をしたいと思います。

一・保護者制度の廃止について

長い間家族会が要望していた精神保健福祉法から保護者制度が平成26年3月31日に廃止されました。つまり保護者制度がなくなったということは保護者としての役割・義務から解放されたということです。それでは、本人に代わって人権を守る人は誰がするのですかとの疑問が残るのですが、人権侵害はどんな権力を持った人も犯すことができない憲法で保障された権利です。もし人権を侵害していると感じたら誰でも行政や、裁判所に訴えることはできるのです。「保護者」の

過去は「保護義務者」と言われていましたが「保護義務者」から「保護者」に変わり、この時点で「義務者」と言う言葉はなくなり「すること」や「させること」と言葉は優しくなりました。しかし結果的には「義務」に相当していました。改正前の法律の保護者の役割・義務は、

① 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に治療を受けさせること。

② 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者の財産上の利益を保護すること。

③ 精神障害者の診断が正しく行われるように医師に協力すること。

④ 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと。

⑤ 回復した措置入院患者を引き取ること。

⑥ 医療保護入院の同意をすることができること。

⑦ 退院請求等の請求ができること。

これらの役割は義務に相当する「すること」や「させること」の言葉を除けば一般科の病院に入院する対応と同じなのです。敢えてその役割・義務としているのは「任意入院者及び通院患者を除く精神障害者」という枕詞がある点なのです。つまり「医療保護入院、措置入院」をしている、また「医療保護入院、

措置入院」をする精神障害者の責任は「保護者」（特に家族）が持つべきだとの規定なのです。改正された法律ではこの役割が全てなくなったと言うより義務ではなく普通の家族として普通の対応で良いと言うことなのです。だから敢えて法文化する必要がない訳なのです。家族として、これらのことをやらなくて良いのではなく、出来ればやる。出来なければやれないと言うスタンスで良いのです。

「保護者制度」の「保護者」の語句がなくなりりましたが、「医療保護入院」の制度は存続しています。「医療保護入院」をどの様にするのかという論議の中で「同意者」も存続され、今まで「保護者」がやっていた「同意者」は誰になるのか論議され、「家族等」と言う語句が作られました。この「家族等」の役割はあくまで「医療保護入院」の入院時の「同意」に限定され、今までの「保護者」と異なり精神保健指定医が患者の入院を決め、本人が入院に同意（任意入院）しない場合「医療保護で入院をさせた方が良い」と判断した時に「医療保護で入院させることを同意すること」だけなのです。ただし「同意者」に「家族等」になる人は限定されています。詳細については機会を見てお話をします。



家族会紹介

投稿

「かたくりの会」について

会長 塚本邦之

私たちの家族会「かたくりの会」について紹介いたします。

この会は、都内23区で最も東側に位置する江戸川区にあります。旧江戸川の流れを挟んで、千葉県市川市と浦安市に接しており、風向きによってデイズニーランドの賑わいが聞こえてきます。

江戸時代には江戸と千葉とを結ぶ小岩街道が区の北部を走り、街道筋が賑わいを保っていました。しかし、中・南部は將軍家の直轄領（天領）でその大部分は狩場が占め、また海辺の漁村という土地だったといわれます。ところが、近代になって、人口の都市集中化で、今は人口も60万人を超えています。わが江戸川区のことはこのくらいにしまして、かたくりの会を紹介いたします。

名称の由来はユリ科植物からとりま



した。その植物は学名をエレスロニウム、和名はかたくりです。日陰地で落葉の下に生え、毎年4月ごろ花を下に向けて咲くのが特徴で、慎ましい上になげな花の名です。

家族会としての活動には、地元の行政や社会福祉協議会の支援を受けています。研修会、講演会さらに会員同士の相談会を毎月1回開催しています。そのうち年間2回は精神科専門医などを招き、専門的な講演会を開催し、家族の学習の場としています。

また、会員向けの会報を年4回発行してきましたが、今年度からは年5回と増やして、家族間の情報交換の機会を拡大したいと願っています。



また、多くの会員は、熱心に月例会に出席していただき、仲間の健康や家庭内の事情などについて親切に相談に応じています。

また、計画の段階ですが、本年秋には地元行政の支援を受け、神奈川県内の障害者自主支援及び医療関連施設への日帰りバス見学会を実施したいと考えています。障害が自らの努力で仕事をしている姿を見ることは、家族に希望を与えていると思っています。

私たちの家族会は、まだ十分な経験を経ておりませんが、家族会の必要性を感じています。高齢化した家族を支援するための家族支援等、行政に要望し、その実現のために活動しなければなりません。先輩方のご指導をいただき、私たち当事者、家族が普通に暮らせる偏見のない社会を作っていくと思います。



新設コーナーのお知らせ

「家族会紹介」のコーナーを新しくもうけました。

それぞれの家族会の情報提供に役立つと考えています。意外と知らないことに、家族会設立の経緯や歴史があります。また、会の現状や独自の活動など、お知らせください。

今回はかたくりの会を紹介しています。自慢話は大いに歓迎です。投稿をお待ちしています。都連事務局までFAXまたはメールでお送りください。

講演会のお知らせ

☆日程：6/20(金)「精神障がい者の就労する権利について～障がいが重くても就労できる社会の実現」講師：弁護士 清水建夫氏
主催：東京つくし会 Tel:03-3304-1108

☆日程：7/12(土)「本当のやる気を育てる—自己決定とその支援」
講師：亀田医療大学教授 マクロ看護学 宮本眞巳氏
主催：新宿フレンズ Tel:03-3987-9788

☆日程：8/9(土)「統合失調症の解明に挑む～臨床家がなぜ研究をするのか～」
講師：東京都医学総合研究所 統合失調症・うつ病プロジェクトリーダー 糸川昌成氏
主催：小平市けやきの会 Tel:042-343-4559

※参加申込み、お問合せは、それぞれの主催者までお願いいたします。

西田 充様
ありがとうございます。

2000円

☆賛助会費☆



編集後記

五月、六月は学会が多い季節です。私も司法精神医学会、成年後見法学会に参加しました。司法精神医学会は医療観察法(略称)に伴う関係者の学術会議です。この法律で医療を受ける対象者は精神疾患を持っていて、病気の影響で犯罪を犯してしまった人達です。法律的には精神保健福祉法とは別の法律ですが、実際的には精神保健福祉法の上で成り立っています。学会の特別講演では社会的(生活と医療)に差別されている精神障害者の中で更に差別されている法を犯した精神障害者の人権を擁護していくことが精神障害者問題の解決に重要な課題となると提起されました。てんかん等の疾患を持った障害者の発作に伴う交通事故問題で厳罰化が叫ばれ、立法化されました。また、精神障害者の雇用問題でも病気を知られると就職できない。受診に休みが取れず、理由を聞かれ肩身が狭く就労している実態があります。精神疾患の理解と知識がない偏見です。本人の状態の悪い時の症状、対処方法を周りが知っておくことが必要です。成年後見法で被後見人の選挙権が回復されたがこれも人権の回復です。日本の人権思想、待遇は国際的にも批判され、時代的に遅れていますがまずは身近な問題で人権を考えることが必要なのではないかと感じました。

都連理事 鈴木 孝男



つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。